

第1 請求の受付

1 請求人

住 所 鹿沼市西茂呂3丁目33番地2

氏 名 楠 恒男

2 請求書の提出

請求書の提出日は、平成30年6月1日である。

3 請求の内容

請求人提出の鹿沼市職員措置請求の措置要求及び要旨は、次のとおりである。

(1) 措置要求

鹿沼市長に対し、鹿沼市議会会派日本共産党（以下「日本共産党」という。）に交付された平成28年度政務活動費について、違法不当に過大支出された金額相当分の損害を補てんするために必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

(2) 請求の趣旨

鹿沼市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、平成28年度に日本共産党に交付された政務活動費は年額300,000円である。このうち、広報広聴費として「議会活動報告」を3回（4月17日号、7月6日号、9月1日号）発行し、（略）へ印刷費の支払いを2回（4月11日付け108,000円、7月29日付け81,000円）行っている。

政務活動費収支報告書（以下「収支報告書」という。）の閲覧及び鹿沼市ホームページでの確認をしたが、印刷費の領収書に印刷枚数等詳細な記載がないため、議会事務局に対する内容確認を行った。

その結果、議会事務局より、印刷物はB4判、表はカラー印刷または青黒印刷で、裏面は白黒印刷。枚数は4月17日号が12,000枚、7月6日号が10,000枚、9月1日号が5,000枚である。また、支払いは、4月17日号は4月11日に108,000円、7月6日号と9月1日号については、合わせて7月29日に81,000円の支払いを行い2枚の領収書を受領している、との回答を得た。

自身の広報紙の配布活動に従事していた経験から認識していた印刷配布枚数と議会事務局から回答を得た印刷配布枚数に相当の差がある。さらに、日本共産党が発行した当

該「議会活動報告」を認知している市民も確認した限りいない。また、議会事務局に提出された「議会活動報告」のサンプルも記事内容に矛盾を感じる。これらの理由から広報紙印刷配布について、収支報告した内容と事実に差異があり、印刷費の請求も過大なものではないかと疑義がある。また、政務活動費の収支報告の際は、領収書の事由は詳細に記入することと規定されているが、領収書の但し書きは不十分である。

以上のことから、政務活動費のうち広報広聴費として支出された「議会活動報告」印刷費は条例、同施行規則及び政務活動費マニュアルに違反した支出である。

(3) 提出された事実証明書

番号	提出日	種類
1	平成 30 年 6 月 1 日	議会活動報告「新しい鹿沼」(2016 年 4 月 17 日号)
2	〃	議会活動報告「一般質問」(2016 年 7 月 6 日号)
3	〃	議会活動報告「一般質問」(2016 年 9 月 1 日号)
4	〃	久喜市議団印刷費資料
5	〃	日本共産党政務活動費データ
6	〃	阿部議員よりのメール(2018 年 5 月 11 日付け)
7	〃	(略) 折り込み実績確認
8	〃	日本共産党組織員証言
9	〃	日本共産党組織員証言
10	〃	2015 年市民アンケート
11	〃	機関紙折り込み現物(市委員会印刷分) (2016 年 7 月 6 日)
12	〃	機関紙折り込み現物(市委員会印刷分) (2016 年 9 月 1 日)
13	〃	日本共産党鹿沼市委員会印刷規則
14	〃	鹿沼市議会政務活動費の交付に関する条例
15	〃	鹿沼市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則
16	〃	鹿沼市議会政務活動費マニュアル
17	〃	平成 28 年度政務活動費収支報告書(日本共産党)
18	平成 30 年 6 月 14 日	日本共産党政務活動費実績表(平成 24~28 年度)
19	〃	登記事項証明書交付申請書

20	平成 30 年 6 月 14 日	しんぶん赤旗ウェブページ (2016 年 10 月 27 日)
21	〃	カラー版日本共産党議会だより読者証言
22	平成 30 年 6 月 27 日	(略) 折り込み実績確認
23	〃	(略) 折り込み実績確認
24	〃	カラー版日本共産党議会だより読者証言
25	平成 30 年 6 月 29 日	カラー版日本共産党議会だより読者証言

第 2 請求の受理

1 請求の要件審査

平成 30 年 6 月 1 日付けで請求のあった鹿沼市職員措置請求書(以下「本件請求」という。)については、地方自治法(以下「法」という。)第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、平成 30 年 6 月 12 日受理した。

第 3 監査の実施

1 監査対象事項及び監査対象部局

監査対象事項は、請求人の請求及び陳述の内容から判断し、平成 28 年度に日本共産党に交付された政務活動費に係る収支報告書の「広報広聴費」の項目とし、監査対象部局を議会事務局とした。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 30 年 6 月 21 日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人が請求の趣旨を請求書に基づき陳述し、追加の事実証明書について説明した。

3 関係職員からの事情聴取

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、平成 30 年 6 月 27 日に議会事務局長、議事課長及び議事課庶務係長より事情聴取を行った。

4 関係人からの事情聴取

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、平成 30 年 6 月 27 日に日本共産党の経理責任者から政務活動費の支出内容の聴取を行った。

また、同規定に基づき、本件請求の監査のために（略）へ関係人調査を依頼したが協力を得ることができなかった。

第 4 監査の結果

1 事実関係の確認

監査の結果次の事実を確認した。

本件請求に係る日本共産党への平成 28 年度の政務活動費の交付状況は次のとおりである。

会派等の名称	交付額	備考
日本共産党	150,000 円	上半期分（4～9 月分）
日本共産党	150,000 円	下半期分（10～3 月分）

政務活動費の交付は、条例第 3 条に基づき、上半期分は平成 28 年 4 月 28 日、下半期分は平成 28 年 10 月 31 日に交付されている。

平成 28 年度収支報告書は、条例の規定に基づき、平成 29 年 4 月 13 日に提出されており、本件監査対象事項についての報告は次のとおりである。

項目	金額	備考
広報広聴費	108,000 円	議会活動報告印刷代（4 月 17 日号）
広報広聴費	81,000 円	議会活動報告印刷代（7 月 6 日号、9 月 1 日号）

収支報告書提出の際に政務活動費マニュアルで添付を義務付けている領収書及び広報紙のサンプル等については次のとおり確認した。

領収書の発行先はいずれも（略）で様式は同一であり、1 枚目は「領収日は平成 28 年 4 月 11 日、支払者は日本共産党、金額は 108,000 円、但し書きは記載なし、決済方法欄はチェック無し。」で、2 枚目は「領収日は平成 28 年 7 月 29 日、支払者は日本共産党、金額は 81,000 円、但し書きは印刷代、決済方法欄は現金にチェックあり。」と、2 枚の領収書に統一性がなかった。

また、添付された広報紙のサンプルは、4 月 17 日号「新しい鹿沼」については B 4 判カラー印刷、7 月 6 日号、9 月 1 日号「一般質問のお知らせ」については B 4 判青黒印刷で、

3号とも片面のみの印刷で裏面は白地で印刷されていなかった。

2 議会事務局の説明要旨

政務活動費については、法第100条第14項において、「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定されており、それに基づき平成13年4月1日に「鹿沼市議会政務調査費の交付に関する条例」を施行し、平成25年3月1日に「鹿沼市議会政務活動費の交付に関する条例」（以下「条例」という。）に改正施行した。

政務活動費の使途基準については、条例第5条第1項において、「会派は、政務活動費を別表に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものに充ててはならない。」と規定され、別表「政務活動費使途基準」が設けられている。

別表「政務活動費使途基準」（※抜粋）

項目	内容
広報広聴費	会派の調査研究活動、議会活動、市の政策等について市民に報告し、若しくは周知するために必要な経費（広報紙、報告書等印刷費、送料、会場費等） 会派が市民から市政、会派の政策等に対する要望若しくは意見を聴取するための会議等に要する経費（会場費、印刷費等）

また、鹿沼市議会では、議員自ら率先し、より開かれた議会の推進を図るため、政務活動費の使途の明確さと透明性を確保するため、「政務活動費マニュアル」を策定し、収支報告書への支払証明書（領収書）添付を義務付け、領収書の事由は詳細に記入するものとしている。

日本共産党が作成した「議会活動報告」は、条例に規定された広報広聴費の政務活動費使途基準に該当するものである。さらに「政務活動費マニュアル」に従い、印刷物のサンプル及び支払証明書として領収書を添付し、収支報告書を提出しており、条例、同施行規則及び政務活動費マニュアルに違反した支出であるとは考えていない。

3 関係人からの事情聴取

日本共産党の経理責任者から事情聴取を行ったので、その要旨を記述する。

(1)印刷物

4月17日号は、B4判カラー片面印刷で12,000部、内容は3月議会の記事である。

7月6日号は、B4判青黒片面印刷で10,000部、内容は7月議会のお知らせである。

9月1日号は、B4判青黒片面印刷で5,000部、内容は9月議会のお知らせである。

各印刷物とも表面のみ、(略)に印刷を依頼し、裏面は配布時期等に応じて、日本共産党鹿沼市委員会に設置されている印刷機で過去の水害の救済支援策や住宅リフォーム制度等の周知記事を自ら印刷し、配布している。

(2)配布方法

4月17日号は、12,000部発行し、内7,500部は、市内新聞店((略)、(略)、(略)、(略))において新聞折り込みを実施した。残り4,500部をポスティングにより、水害被災地域を中心に戸別配布した。

7月6日号は、10,000部発行し、内3,000部を新聞折り込み、残りをポスティングにより、水害被災地域を中心に戸別配布した。

9月1日号は、5,000部発行し、内2,000部を新聞折り込み、残りをポスティングにより、水害被災地域を中心に戸別配布した。

(3)領収書

(略)へは、現金で4月11日と7月29日の2回支払いを行い、領収書を受領した。前者は4月17日発行物の印刷費であり、後者は7月6日分及び9月1日発行物の費用である。後者の支払いは、7月29日に行っており、支払の中身には9月1日分が含まれているが、事前に2回分の合計の発行部数が決まっており、さらに合算で支払をした方が経済的であったため、将来の支払いも合わせて行ったものである。

(4)収支報告

収支報告書の記載は、議会事務局職員の指導の下、条例、同施行規則及び政務活動費マニュアルに基づいて作成し、広報広聴費に係る領収書と印刷物のサンプルは提出している。作成部数や配布方法などは報告義務がない。

なお、配布に要した新聞折り込みの費用に政務活動費は充ててはならず、自己負担した経費であるため当然報告はない。

(5)印刷物のサンプル

収支報告書に添付して提出した印刷物は、政務活動費を充てて作成した印刷物である

ため、(略) で作成した、4月17日号はB4判カラー印刷、7月6日号はB4判青黒印刷、9月1日号はB4判青黒印刷の全て片面印刷のものを提出した。

なお、裏面の印刷は、自己負担で日本共産党鹿沼市委員会において印刷しているため、配布に係る費用と同様に報告義務はない。

4 判断

本件請求に係る政務活動費については、法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定されている。

この法第100条第14項の規定を受け、条例では交付対象、交付額及び交付方法、使途基準、収支報告書の提出等政務活動費の交付に係る規定が設けられ、さらに政務活動費の使途の明確さと透明性を確保するための運用指針として、「政務活動費マニュアル」を策定している。

これらの規定に基づき、政務活動費の交付関係手続きを行っており、広報広聴費においては、印刷物のサンプル及び支払証拠書類の提出を義務付けている。

本件監査において、日本共産党の経理責任者から事情聴取を行った結果、広報紙の現物が提出されている。新聞折り込みに係る費用の領収書も4月17日号のみではあるが提示がなされた。また、ポスティングによる戸別配布についても地図により、配布範囲の説明がなされた。

また、(略) からの関係人事情聴取はできなかったが、「議会活動報告」印刷に係る費用の支払を証する領収書が成果品であるサンプルとともに添付されており、支払いの事実に疑義は生じないと判断した。

提出された広報紙、領収書等から総合的に判断し、請求人が主張する「政務活動費の収支報告内容と事実に差異があり、広報広聴費の過大支出である。」と断定することはできない。

さらに、政務活動費の交付申請から収支報告までの一連の手続きは条例、同施行規則及び政務活動費マニュアルに従い適正に行われ、収支報告書には広報紙サンプル及び支払証拠書類(領収書)が添付されている。

したがって、本件請求の広報広聴費の支払いは、法、条例、同施行規則及び政務活動費マニュアルを根拠にして運用してきたものであり、妥当なものと判断できる。

5 結論

以上のことから、本件請求に係る政務活動費の中の「広報広聴費」の支出について、違法または不当な支出があったとは認めることはできず、請求人の市長に対する措置請求には理由がないものと判断し、本件請求を棄却する。

なお、本件請求における監査委員の判断は以上のとおりであるが、今回の監査請求の監査を行った結果、以下のとおり市長に要望する。

政務活動費は、条例に基づき各会派に交付されるもので、その趣旨、目的に沿って各会派の判断と責任において使用されるべきものである。

平成 13 年から条例により交付されていた政務調査費においては、使途基準が抽象的であり、議会内部において「政務調査費の使途及び運用基準」を決定し、実際の運用の指針としていた。

平成 18 年 12 月に提出された鹿沼市職員措置請求で、政務調査費の使途基準について請求されたことにより、具体的な使途基準を明示した「政務調査費マニュアル」を策定し、平成 20 年度支給分からこれに従い支出することになった。

当初の政務調査費は数回にわたり条例、同施行規則の改正がなされ、現在の政務活動費の運用にあたっては平成 25 年 3 月 1 日施行の「政務活動費マニュアル」に従うものとされている。

議会に対して、以下の点に留意の上、条例、同施行規則及び政務活動費マニュアル順守の徹底を指導することを望むものである。

①使途基準（条例第 5 条別表）について

支出内容が使途基準に照らし適正であるか、精査を望むものである。

政務活動費マニュアルは、政務活動費の充当が不相当である主な経費として参考事例を列記し、項目別充当指針では交付対象とならない具体例が示されており、支出内容の詳細な確認が必要である。

②収支報告書の作成、領収書その他証拠書類の添付（条例第 7 条）について

政務活動費マニュアルの領収書の取り扱いでは、「領収書の事由は詳細に記載されたものとし、視察に係る交通費の領収書には経路や運賃が記載（明細書添付可）されたものとする。」と規定されているので厳格な運用を行うよう望むものである。

③各会派には経理責任者が置かれ、政務活動費の支出について会計帳簿を作成し、5年間の保管義務があると条例及び同施行規則により規定されているので、政務活動費の適正な運用を期し、使途の透明性を確保するため、収支報告書提出の際に併せて会計帳簿の確認を行うよう望むものである。